

旧優生保護法に関する補償金等の請求受付・相談窓口の開設

フリップ①

- ◆ 1月17日に、旧優生保護法による優生手術・人工妊娠中絶等を受けることを強いられ被害を受けた方とご家族へ補償金等を支給する「旧優生保護法補償金等支給法」が施行
- ◆ 府では本日から、この法律に関する相談を受付ける窓口を開設

旧優生保護法による優生手術・人工妊娠中絶などを受けた方とご家族の皆様へ対象となる方に補償金等が支給されます。

新 補償金の支給

対象 旧優生保護法に基づく
優生手術等を受けた本人及びその配偶者
(死亡している場合はその遺族^(※))
※配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、曾孫又は甥姪
支給額 本人 1,500万円 配偶者 500万円
※事実婚などを含む

優生手術等一時金の支給

対象 旧優生保護法に基づく
優生手術等を受けた本人
支給額 本人 320万円
※補償金と併給可能

新 人工妊娠中絶一時金の支給

対象 旧優生保護法に基づく
人工妊娠中絶等を受けた本人
支給額 本人 200万円
※優生手術等一時金と併給不可

請求期間: 令和7年1月17日から令和12年1月16日(法施行日から起算して5年)まで

旧優生保護法補償金等受付・相談窓口

開設日時: 毎週月曜日～金曜日9時～18時(年末年始、祝日を除く) 場所: 大阪府庁本館

電話番号: 06-6944-8196 FAX番号: 06-6910-6610 メールアドレス: ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp

面談や専用電話により、個人のプライバシーに十分配慮し、ご本人やご家族等からの相談に対応します。安心して相談してください。

面談を希望される場合はメールや電話等でご予約を(手話による相談も可能) 希望者は無料で弁護士のサポートを利用できます

◆ 府では、ポスター・リーフレットの掲示、新聞広告・テレビCM、認定済みの方への御連絡などによる、補償金等の制度や窓口設置に関する周知啓発を実施

福祉施設、医療機関の皆様へ

関連資料の保全、府が送付する広報物の掲示、診察に来られた方の診断書作成、当事者と思われる方への府の相談窓口のお知らせなど、一人でも多くの対象者へ情報を届けられるよう御協力をお願いします。



大阪府 旧優生保護法

- ◆ 府では、2025大阪・関西万博に向け、国際都市として全国に先駆けた受動喫煙防止対策を推進
- ◆ 1月27日に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」4月に「大阪府受動喫煙防止条例」が全面施行
- ◆ 大阪府・大阪市が協力し「大阪のまちの新しい喫煙ルール」の周知啓発を同時実施

新しい喫煙ルールの概要

路上喫煙（大阪市域） ※大阪市路上喫煙の防止に関する条例

- 令和7年1月27日から
- ▶ **市内全域**の路上喫煙を禁止
 - ▶ 紙巻たばこ、**加熱式たばこ**の喫煙を規制

（現状）
市が指定する6地区の路上喫煙を禁止、紙巻たばこの喫煙を規制

飲食店（大阪府全域） ※大阪府受動喫煙防止条例

- 令和7年4月1日から
- ▶ 客席面積**30㎡**超の飲食店は「原則屋内禁煙」

（現状）
客席面積100㎡超の飲食店は「原則屋内禁煙」

みんなで守ろうよ！たばこのルール！

- ① たばこは決められた場所以外では吸わない
- ② 子どもの近くでは吸わない・吸わせない
- ③ たばこが吸えるところに子どもを立ち入らせない



周知啓発の取組み

- 大阪府・大阪市 喫煙ルール改正啓発イベント

日時 令和7年1月16日（木）11時45分～12時30分

場所 なんば広場（南海なんば駅高島屋前）

- 内容**
- ▶ 吉村知事、横山大阪市長から喫煙ルール改正の発信
 - ▶ ゲストによる新しい喫煙ルールにちなんだ漫才等
 - ▶ 来場者への啓発グッズの配布等



司会：大抜 卓人
ラジオDJ



span!
大阪府住みます芸人



ツートライブ
大阪市24区(西区)住みます芸人



酒井 藍
吉本新喜劇 座長



©2014 大阪府もずやん ©expo 2025
もずやん、ミャクミャクも参加！

- 府内各所で啓発ポスター等を掲出
府内の喫煙可能店や公共施設に掲出することで幅広い啓発！

- SNS等による周知啓発
メールマガジンやSNS、各種イベントなどで広く発信！



2025年大阪の喫煙ルールが変わります！ みんなでルールを守り、望まない受動喫煙をなくしましょう！